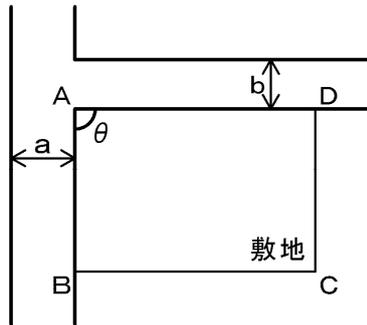


角地緩和（建ぺい率の緩和される敷地の指定）について

一宮市建築基準法施行細則第14条（図解）

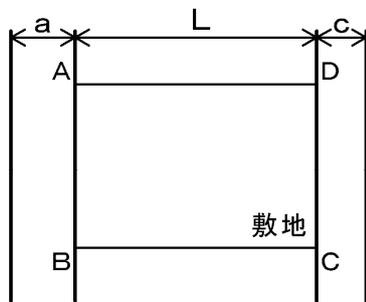
法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地とする。

- (1) 街区の角にある敷地で、①前面道路の幅員がそれぞれ6メートル以上、②その和が15メートル以上あり、かつ、③その道路によって形成される角度が内角120度以下で、④敷地境界線の総延長の3分の1以上がそれらの道路に接するもの



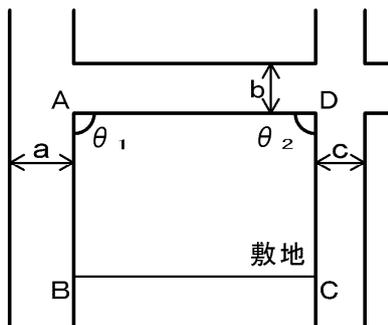
- ①道路幅員 $a, b \geq 6\text{m}$
- ②道路幅員 $a + b \geq 15\text{m}$
- ③内角 $\theta \leq 120^\circ$
- ④ $(AB + AD) \geq (AB + BC + CD + AD) / 3$

- (2) ①道路境界線の間隔が35メートル以内の道路の間にある敷地で、②その道路の幅員がそれぞれ6メートル以上、③その和が15メートル以上あり、④敷地境界線の総延長の8分の1以上がそれぞれの道路に、⑤3分の1以上がそれらの道路に接するもの



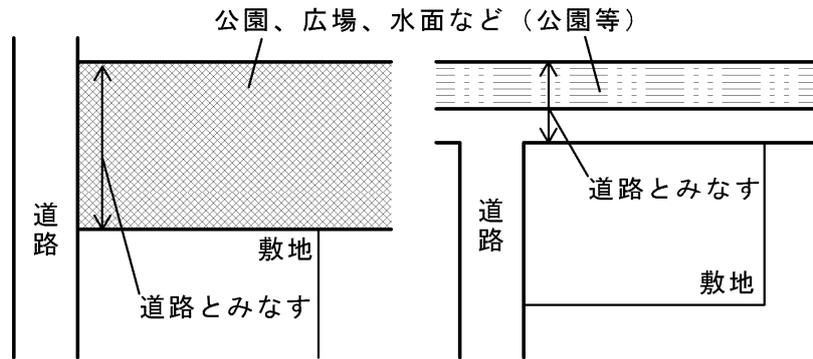
- ①道路間隔 $L \leq 35\text{m}$
- ②道路幅員 $a, c \geq 6\text{m}$
- ③道路幅員 $a + c \geq 15\text{m}$
- ④ $AB, CD \geq (AB + BC + CD + AD) / 8$
- ⑤ $(AB + CD) \geq (AB + BC + CD + AD) / 3$

- (3) 三方を道路に囲まれた敷地であって、①前面道路の幅員がそれぞれ6メートル以上あり、かつ、②それらの道路によって形成される角度がそれぞれ内角120度以下で、③敷地境界線の総延長の3分の1以上がそれらの道路に接するもの



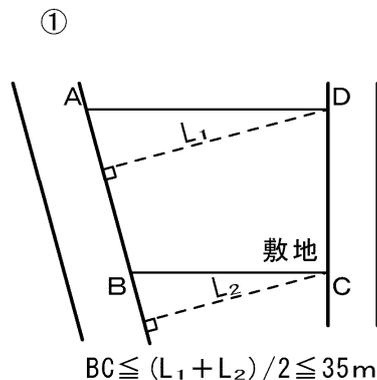
- ①道路幅員 $a, b, c \geq 6\text{m}$
- ②内角 $\theta_1, \theta_2 \leq 120^\circ$
- ③ $(AB + AD + CD) \geq (AB + BC + CD + AD) / 3$

- (4) 公園、広場、水面その他これらに類するもの(以下「公園等」という。)に接する敷地又は敷地に接する道路の反対側に公園等のある敷地であって、その公園等を前3号の道路とみなし、前3号のいずれかに該当するもの

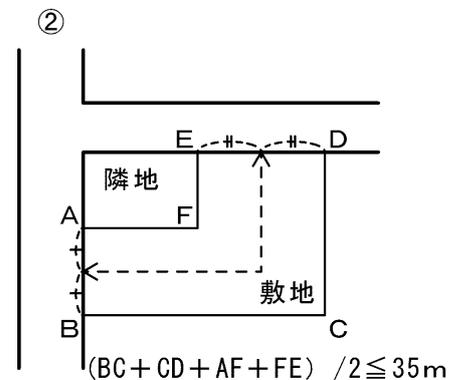


【角地緩和規定に関する運用解釈】

1. 一宮市建築基準法施行細則第14条第1号から第3号に規定するそれぞれの道路に接する長さは、原則として2m以上とする。
2. 一宮市建築基準法施行細則第14条第2号における道路間にある敷地の「間隔が35m以内」の測り方については、下図により扱う。



ABからの垂線 L_1 と L_2 の平均の距離とする。
ただし、BCの距離を下まわることはいけません。
また、②を適用してもよい。



ABの midpointからの垂線とDEの midpointからの垂線の交点までの距離の合計とする。

<考え方>

敷地については、様々な形態があり、一つの基準ですべて判断することは困難であるが、上記を参考に判断するものとする。